

左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、左京区基本計画を推進するために左京区内で自主的に取り組まれるまちづくり活動に対して交付する交付金に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付の対象とする団体（以下「交付対象団体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 左京区民を構成員に含み、左京区内で活動する法人その他の団体（以下「区民団体」という。）
 - (2) 左京区内の大学、その研究室、ゼミ及び機関並びに左京区内の大学に属する学生を中心に構成されるクラブ、サークル等の団体（以下「大学・学生団体」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、交付対象団体には、次の各号に掲げるものを含まないものとする。
- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
 - (2) 営利を主たる目的とする団体
 - (3) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (4) 公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
 - (6) 活動実体のない団体
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付を受けることが不相当であると認められる団体

(交付対象事業)

第3条 交付の対象とする事業（以下「交付対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿い、まちづくりに寄与し、左京区内で交付日の属する年度末までに実施するもので、次の各号いずれかに該当し、左京区長（以下「区長」という。）が適当と認めるものとする。

- (1) 地域の資源等を活用して地域の活性化、環境の保全、文化、福祉、教育等の向上を図ろうとするもの
 - (2) 前号に掲げる活動のうち、初めて自主的なまちづくりに取り組むもの（ただし他市区町村で実施実績のある活動を除く。また、利用できるのは各活動につき1回限りとする。大学・学生団体が交付対象団体となる場合は、地域団体との協働が必要）
- 2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業には、次に掲げるものを含まないものとする。
- (1) 左京区民の自由な参加を認めないもの
 - (2) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
 - (3) 公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
 - (4) 宗教の教義を広め、若しくは広めさせないこと又は信者を増加させ、若しくは増加させないことを目的とするもの
 - (5) 思想、主義又は主張を広めることを目的とするもの
 - (6) 営利を目的とするもの
 - (7) 交付金の交付決定までに実施するもの。ただし、やむを得ない事由により交付決定までに実施しようとする場合において、あらかじめ区長が認めたときは、この限りでない。
 - (8) 京都市の他の補助金等の交付を受けるもの
 - (9) 前項第2号に基づくものは、前号並びに国及び京都府を除く公共団体から補助金の交付を受けるもの

(10) 過去に同一又は極めて類似した事業で3回交付を受けたもの
(交付金の金額)

第4条 交付金の額は、別表に定める額の範囲で、区長が交付金を交付しようとする活動の実施に必要なと認める額及び天災地変やその他やむを得ない事情により交付金の交付決定を受けた活動の全部又は一部を実施できなくなった場合、その活動の実施準備に必要なと認める額とする。

2 補助金の額は、交付対象事業の実施のために必要な経費（次項各号に掲げる経費を除く。以下「交付対象経費」という。）に別表に掲げる金額以内で、1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額とする。ただし、この交付金以外の収入がある場合は、交付対象経費に相当する額からこの交付金以外の収入を控除した額を交付する。

3 次に掲げる経費は、交付対象経費としない。ただし、区長が交付対象事業の目的、内容、効果及び経費の額等を総合的に勘案し、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 区民団体又は大学・学生団体を維持・運営する費用

(2) 土地、建物、構築物、機械、車両、備品及びこれらに類する固定資産を購入し、建築し、又は製造する費用

(3) 人件費（労働者派遣に係る費用を含む。）

(4) 飲食費（イベント等の当日に会場で講師や参加者に提供する簡素な茶菓を除く。）

(5) 参加者の交通費

(6) 宿泊費

(7) 前各号に掲げるもののほか、交付対象経費として不相当と認められる経費

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を希望する団体は、区長が別に定める期日（以下「申請期限」という。）までに、左京区まちづくり活動支援交付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 規約、定款、構成員名簿その他の活動内容が分かるもの

(2) 事業計画書（第2号様式）

(3) 事業計画書別紙（第3号様式）（ただし、第3条第1項第3号の規定に基づくものについては、免除する。）

(4) 収支予算書（第4号様式）

(5) その他区長が必要と認めるもの

(審査)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、京都市左京区まちづくり活動支援交付金審査会（以下「審査会」という。）に申請内容について調査及び審議することを求めるものとする。

2 審査会は、申請内容を調査するにあたり、申請者に説明を求めることができる。

3 審査会は、申請内容及び前項による説明について、公益性、公開性、独創性、実現可能性・持続性（第3条第1項第2号の規定に基づくものは、チャレンジ性）の観点から審議し、審議結果を区長に報告する。

(決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による審議結果を尊重し、予算の範囲内で交付の可否、交付予定金額、条件の有無及び内容を申請期限の翌日から起算して1箇月以内に決定するものとする。

2 区長は、決定後、左京区まちづくり活動支援交付金交付決定通知書（第5号様式）又は左京区まちづくり活動支援交付金不交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に対して決定した事項を通知する。

(申請事項の変更等の承認)

第8条 前条の規定により交付金の交付等の決定の通知を受けた区民団体及び大学・学生団体（以下「交付団体」という。）は、申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするとき（区長が認める軽微な変更を除く。）及び交付対象事業を取りやめようとする

ときは、速やかにその旨を左京区まちづくり活動変更等申請書（第7号様式）により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、申請を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に全部若しくは一部を承認し、又は承認しないことを決定し、その旨を左京区まちづくり活動変更等承認（不承認）決定通知書（第8号様式）により交付団体に通知する。

（完了の報告等）

第9条 交付団体は、交付金の交付等を受けた事業が完了したとき（交付金の交付等を受けた年度の末日を経過したときを含む。）は、事業完了後1箇月以内又は年度終了後10日以内のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて、左京区まちづくり活動完了報告書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第10号様式）
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業の実施状況が分かる写真
- (4) その他区長が必要と認めるもの

- 2 交付団体は、左京区役所が行う広報に必要な文書、図画及び電磁的記録を区長の求めに応じて区長に提供しなければならない。

- 3 交付団体は、左京区役所が行う報告会等で区長の求めに応じて必要な文書、図画及び電磁的記録を用いて報告しなければならない。

（交付金交付額の確定）

第10条 区長は、前条の規定による左京区まちづくり活動完了報告書（第9号様式）の提出を受けた場合において、当該事業の全部又は一部が適切に行われたと認めるときは、提出を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に、適切に行われたと認める事業内容に応じて交付金交付金額を決定し、左京区まちづくり活動支援交付金交付金額決定通知書（第11号様式）により通知し、交付金を交付する。

（交付金の概算払）

第11条 前条の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、事業の完了前に第7条第1項で決定した交付予定金額の範囲で区長が認める額を概算払することができる。この場合において、交付団体は、第9条第1項に基づく報告を行う際に精算書を提出しなければならない。

（支援の取消し等の通知）

第12条 区長は、京都市補助金等の交付等に関する条例又は京都市暴力団排除条例に基づいて交付決定の取消し、交付金額の変更又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることを決定した場合は、左京区まちづくり活動支援交付金取消等決定通知書（第12号様式）により、交付団体に通知する。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、左京区まちづくり活動支援交付金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月9日から実施する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月15日から実施する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成27年3月23日から実施する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成29年3月28日から実施する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(施行期日)
この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

分野	区分	交付対象経費	補助率等
地域活動部門	第3条第1項第1号の規定に基づくもの	上限450,000円	補助率1/2
	第3条第1項第1号の規定に基づくもののうち、「北部山間地域の振興に関する分野で特に公共性が高いもの	上限450,000円	補助率2/3
はじめる部門	第3条第1項第2号の規定に基づくもの	上限150,000円	全額